



## 改定のポイント

- **年額前払などの長期間の前払を選択されている個人(※)のお客様について、中途解約をされる場合の解約日を、法人又は月額前払選択のお客様と同じく、お支払済み期間の末日へと変更いたします。(第6条第2項)**  
**これに伴い、長期前払選択の個人のお客様に対する中途解約時の返金は終了いたしますが、2021年3月31日までを移行期間とし、従来と同様に返金をさせていただきます。(附則第2条)**

この変更は、お客様の属性や支払方法により異なる制度であることが、システム改修の障壁となっている状況を鑑みたものです。長期前払には、基本的に割引をご用意しておりますので、長期のご利用を予定されているお客様は、引き続き、便利・お得にご利用いただける年額前払などをご利用ください。**解約のタイミングがご心配なお客様は、お手数ではございますが、移行期間である2021年3月31日までに、月額前払へのご変更をお願いいたします**(移行期間後のご変更は可能です)。今後、一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 民法改正を踏まえ、約款の変更に関する規定をより明確に記載いたしました。実質的な変更はございません。(第2条第4項)
- 事業譲渡等を行う場合に、引き続きお客様にスムーズにサービスをご利用いただくため、予め同意いただく条項を追加しました。現在、具体的な事業譲渡等の予定はございません。(第10条第2項)
- サービスの不正利用が増加している現状を鑑み、期限の利益喪失条項を追加しました。不正利用に対して毅然と対処し、適正にご利用いただいておりますお客様への一層のサービス向上に努めてまいります。(第22条第2項)

## 形式面の変更

- 全体の構成および表現を見直し、明確さ、読みやすさの向上を図りました。

さくらインターネットでは、今後もよりよいサービスの提供が行えるよう、精一杯努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(※) 事業として又は事業のために契約される場合を除きます。法人のお客様および事業として又は事業のために契約される個人のお客様は、従来通り、年額前払いなどの長期間の前払いを選択されている場合でも、中途解約時の解約日は契約期間の末日であり、返金はございません。